

当院からのご案内

当院は、保険医療機関です。以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省東海北陸厚生局に届出を行っています。

■ 歯科初診料の注Ⅰに規定する基準（歯初診）

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及び職員がいます。

■ 医療情報取得加算

当院では、オンライン資格確認システムを導入しており、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。患者さまの薬剤情報等の診療情報を取得・活用して、質の高い医療提供に努めています。マイナ保険証の利用にご協力ください。

■ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ（歯外在Ⅰ）

産業全体で賃上げが進む中、医療現場で働く方々の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようにするための取組を実施しています。

■ 明細書発行体制加算

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で提供しています。なお、必要のない場合にはお申し出ください。

■ 医療 DX 推進体制整備加算（医療 DX）

オンライン資格確認などを活用し、患者さまによりよい医療を提供するための十分な情報を取得し、診療実施の際に活用しています。

■ 歯科外来診療医療安全対策加算Ⅰ（外安全Ⅰ）

職員に医療安全対策に係る院内研修等の実施をしています。緊急時には下記の医療機関と連携を取り、適切に対処を行える体制を整えています。自動体外式除細動器（AED）を常備しています。

連携医療機関：公立西知多総合病院（0562-33-5500）

■ 歯科外来診療感染対策加算Ⅰ（外感染Ⅰ）

当院では、院内感染対策管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整備しています。

■ 歯科治療時医療管理料（医管）

歯科治療にあたり、医科の主治医や病院と連携し、モニタリング等、全身的な管理体制を取ることができます。

■歯科訪問診療料の注 15 に規定する基準（歯訪問）

在宅で療養している患者さまへの診療を行っています。

■在宅医療 DX 情報活用加算（在宅 DX）

訪問診療時においても、オンライン資格確認等を活用し、質の高い医療を提供するための十分な情報を取得し、計画的な医学管理の下に訪問診療を実施しています。

■在宅患者歯科治療時医療管理料（在歯管）

訪問診療時においても、歯科治療にあたり、医科の主治医や病院と連携し、モニタリング等、全身的な管理体制を取ることができます。

■在宅歯科医療推進加算（在推進）

居宅への訪問診療を推進しています。

■クラウンブリッジ維持管理料（補管）

装着した冠やブリッジについて、2 年間の維持管理を行っています。

■CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレー（歯 CAD）

CAD/CAM と呼ばれるコンピューター支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレー（被せ物・詰め物）を用いて治療を行っています。

□個人情報保護法を遵守しています。

問診票・診療録・検査記録・エックス線写真・歯型・処方せん等の「個人情報」は、利用目的以外には使用しません。

□通院困難な患者さまには、在宅訪問診療を行っています。

□新しい義歯(取り外しできる入れ歯)を作るときの取り扱い

新しい義歯を保険で作る場合には、前回製作時より6ヶ月以上経過していなければできません。他の歯科医院で作られた義歯の場合も同様です。

□当院では診療情報の文書提供に努めています。

□2024年10月からの医薬品自己負担の新たな仕組み

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。